

避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人父について、原発事故時の住所地である実家で生まれ育ち、原発事故当時の居住期間が70年以上にわたっていたこと、地域の祭典の役員を務めるなど、地域と強い関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容慰謝料（中間指針第五次追補の定める目安額250万円）の増額分として80万円の賠償が認められるとともに、申立人父と同居していた申立人母について、南相馬市小高区で生まれ育ち、原発事故当時の同区での居住期間が70年以上にわたっていたこと、婚姻後は申立人父の実家の農業や地域の会合の手伝いをするなど、地域と相当程度の関わり合いがあったこと、原発事故後は友人・知人の多くが避難先で亡くなるなどして当該地域に帰還しなかったこと等を考慮し、生活基盤変容慰謝料（中間指針第五次追補の定める目安額250万円）の増額分として80万円の賠償が認められるなどした事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1及び申立人X2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- 1 生活費増加費用（自家消費米） 金12万円
（期間：平成23年3月11日から平成29年2月末日）
- 2 申立人X1分
 - (1) 日常生活阻害慰謝料増額分（第五次追補第2の4指針I⑥）
金255万円
（期間：平成23年3月11日から平成30年3月末日）
 - (2) 生活基盤変容による精神的損害（第五次追補第2の2）の増額分
金80万円
- 3 申立人X2分
 - (1) 日常生活阻害慰謝料増額分（第五次追補第2の4指針I⑦）
金255万円
（期間：平成23年3月11日から平成30年3月末日）
 - (2) 生活基盤変容による精神的損害（第五次追補第2の2）の増額分
金80万円

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、金682万円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年10月30日

(仲介委員 島戸 順子)